

石川県グリーン購入調達方針

1 趣 旨

環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与するために、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）第 10 条の規定を踏まえ、調達方針を次のとおり定める。

2 適用範囲

この調達方針は、県のすべての機関が物品及び役務（以下「物品等」という。）を調達する場合に適用する。

3 調達に当たっての基本的な考え方

(1) 物品等を調達する場合には、グリーン購入法第 2 条に定める物品又は役務（以下「環境物品等」という。）を選択するよう努めるとともに、目的に応じた品質・機能及び適正な価格の確保に努めるものとする。

特に、「石川県エコ・リサイクル認定製品」の使用が可能な場合は、できるだけ当該製品の調達に努めるものとする。

(2) 物品等の使用については、適正かつ合理的に行うよう努めるとともに、グリーン購入の推進を理由としてみだりに物品等の調達量及び保有量の増加をもたらすことのないようにしなければならない。

(3) 重点的に調達を推進すべき環境物品等（以下「特定調達品目」という。）を調達する場合は、別に定める判断基準を満たすものを選択しなければならない。ただし、経費が著しく割高となる場合や、使用機器・使用条件等にあった環境物品等の調達が困難な場合はこの限りではない。

また、別に定める配慮事項にも留意するなどにより環境負荷の少ない物品等の選択に努めるものとする。

(4) 特定調達品目以外の環境物品等を調達する場合であっても、競争性を配慮した上で、できるだけ「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」等第三者機関による認定品目を選択するものとする。

(5) 環境物品等の納入等に携わる業者の選定に当たっては、当該業者の環境保全に対する取組みを考慮するものとする。

4 特定調達品目

特定調達品目の品目名及び品目毎の調達目標は、別記 1 のとおりとする。

また、上記 3 (3) に定める品目毎の判断基準（環境物品等であるための基準）及び品目毎の配慮事項（調達に当たって更に配慮することが望ましい事項）は、グリーン購入法第 6 条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のとおりとする。

5 調達実績の報告及び公表

各所属は、毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、生活環境部カーボンニュートラル推進課へ報告しなければならない。

また、カーボンニュートラル推進課長は、毎年度の調達実績を公表するとともに、環境負荷低減に活用するものとする。

附 則

- (1) この方針は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。
- (2) 石川県グリーン購入調達方針（平成 13 年 9 月 17 日策定）は、廃止する。

附 則

この方針は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 26 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この方針は、令和５年４月１日から施行する。

附 則
この方針は、令和６年４月１日から施行する。

附 則
この方針は、令和７年４月１日から施行する。